

【今日の学習目標】

- ① 情報モラルについて学び、安全に SNS を利用できるようになる。
- ② 相手に安心して自分と SNS でのやり取りをしてもらえるように知識を身につける。
- ③ 著作権について正しい知識を学ぶ。

モラル …… 道徳や倫理。《新明解国語辞典(三省堂)より》

情報モラル

《NHK for School @メディアより》

- ◎ インターネット上に自分の言葉で投稿することは町なかで拡声機を使って大声で言っているのと同じ行為であると考えて、投稿内容を考えたほうがいい。

◆SNSの3つの特性

- ① 可視性 …… 誰にも見られる可能性がある。

☞ 投稿する内容は、()に貼っても大丈夫なものとする。

SNSに入力した住所、氏名、連絡先、勤務先などの個人情報は、設定次第では誰でも閲覧可能。裏返せば犯罪組織も見ることができ、事件に巻き込まれる危険もある。

- ② 拡散性 …… 投稿した内容が多くの人に広がること。

☞ 「炎上」を仕掛ける愉快犯も実在する。

SNSでは、投稿した場所が「～町付近」といった具合で公開される。スマートフォン(高性能携帯電話)ならGPS(衛星利用測位システム)機能で位置情報が分かる。パソコンでも通信事業者から与えられるネット上の住所「IPアドレス」で大まかな位置が分かるという。もしそれが自宅であれば、住所が漏れる。知人が投稿した画像に自身の顔が掲載され、それが顔認識(タグ付け)されてしまえば、自ら個人情報を大公開しているのと同じ。

- ③ 持続性 …… インターネット上に残り続けること。

☞ 「デジタル()」という言葉で呼ばれる。

この問題の怖いところは「半永久的に残る」ことである。

著作権

著作権に違反していないと思ったら○、違反していると思ったら×をつけましょう!

A. 学校で守る著作権

	内容	○ or ×
①	授業で使うために、新聞を生徒や先生がコピーして配る。	
②	自習で使うために、先生だけが持っているワークの問題をコピーして配る。	
③	作文に大好きな小説の文章を使う。	
④	遠足のしおりに人気の歌の歌詞や市販されている地図のコピーを入れる。	
⑤	カラパのダンスに好きなアーティストの音楽を使用する。	
⑥	卒業記念のDVDを作るので、みんなで歌を歌っている動画を入れる。	

B. インターネットを利用するときの著作権

	内容	○ or ×
①	自分のブログでほかの人の作品を紹介する。	
②	メールの顔文字を使う。	
③	ほかのホームページの記事を自分のサイトに掲載する。	
④	インターネット上の無料本屋さんで本を読む。	

《みんなのための著作権教室より一部引用》

正しい知識を持って、安全・安心にツールを使いこなそう!

○×の正解と解説は裏面に!

【著作権〇× 解答と解説】

【A-①、②】

新聞の記事も著作物ですので、一般には著作権者に無断でコピーをして配ることはできません。しかし、学校で教育目的に使う場合はコピーが許される場合があります。これは、「学校において、授業のために使用することを目的とする場合は、必要とされる限度で先生や生徒が複製(コピー)することができる」と著作権法で認められているからです。新聞だけでなく、小説や詩集などの一部分をコピーして使うことも同様に認められますが、全部をまるまるコピーすることは必要限度とは認められませんし、全校生徒全員に配ったり、授業目的以外に使用することも認められません。また、市販されているワークブックなどの学習補助教材を、1冊だけ買って、クラス全員にコピーして配ることは、たとえそれが一部分のコピーであっても認められません。市販されている補助教材はみなさんの学習のために、それぞれの人に買ってもらうことを考えて作られています。ですから、それをコピーして配られてしまうと、売上げが減ってしまい、著作者や出版社が正当な利益を受けられないことになるからです。

【A-③】

だれかが書いた本の一部分をそのまま書き写してきて、それに対して自分の意見を述べる場合がありますが、これを「引用」と言います。このように書き写すことがどうしても必要な場合は、いくつかの点に注意すれば引用文の著作権者の許可をもらわないで行うことができます。引用するときに注意すること⇒引用してくる文章に対して、自分の作品が中心であることが必要です。たとえば、感想文の全体が800字なのに写してくる文章がそのうちの500字を占めるような場合は、正しい利用とはいえません。どこまでが自分の文章で、どこからが引用してきた他人の文章なのかがはっきりわかるように、引用する他人の文章をかぎかっこでくるなどの工夫が必要です。引用してくる作品の題名や作者の名前を表示することも必要です。

【A-④】

山や川などの地形や道路など、そのものは著作物ではありませんが、市販の地図はそれぞれの使用の目的にあわせて記号や色使いを工夫して作られていますので、著作物といえます。また、しおりに歌などを載せたいという場合も、著作権のある歌の歌詞を無断で載せることは認められませんので、注意が必要です。市販の地図を参考に自分たちのオリジナル地図を作ることは構わないですし、著作権の保護期間が終了している歌であれば歌詞を掲載することができます。

【A-⑤、⑥】

無料で行われる出演料がないコンサートであれば、許可を取る必要はありません。入場料を取ったり、出演者に報酬を支払うような演奏会では著作権者の許可を取らなければいけません。入場料を取らず、出演者に報酬を支払わない学校の学芸会や文化祭などは、著作権者に許可を取らなくても自由に演奏することができます。ただ、演奏だけであれば許可は不要ですが、コンサートの様子を動画撮影したり、CDなどに録音するようなときは著作権者の許可を取らなければいけません。もちろん、撮影した動画を著作権者の許可を取らずにインターネットで配信することもできません。なお、個人的に楽しむために録音・録画する場合は、著作権者の許可は不要です。また、卒業生へのプレゼントであっても、著作権が存在する曲を録音する場合は、作詞家や作曲家等の著作権者に許可を取る必要があります。CDを音源にする場合は、レコード製作者、実演家の許可も必要です。

【Bのまとめ】

- ①個人のホームページやブログ、SNSであっても、他人の著作物の掲載は、「私的使用のための複製」とはみなされません。
- ②メールの顔文字には、著作権はありません。
- ③ホームページにも著作権はあります。ほかのホームページに掲載されている記事を自分のホームページに引用するときは、ルールを守る必要があります。
- ④インターネット上には、著作権の保護期間が終了した文学作品を自由に読むことができるウェブサイトがあります。(保護期間は作者の存命中はもちろん死後70年まで)